

平成21年5月21日

一般社団法人  
構造調査コンサルティング協会

## 協 会 細 則

### 第1章 総 則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人構造調査コンサルティング協会（以下「協会」と言う）の定款を補足するもので、協会の運営に必要な事項を定めたものである。

### 第2章 社 員

(正社員)

第2条 正社員は、以下の要件を満たしていなければならない。

- 1 一級建築士事務所登録、または、建設コンサルタント登録をし、かつ構造系の技術者を有するもの
- 2 公正、かつ、中立的な立場で業務が行えるもの
- 3 調査、診断の実績の在るもの
- 4 正社員1社以上の紹介を得られるもの(ア)
- 5 定められた定款、会則その他の協会活動に賛同し、理事会において認められたもの

(賛助社員)

第3条 賛助社員は、前条の要件を満たさなくとも診断業務を通じて協会活動の主旨に賛同し、理事会において認められたもの

(会費)

第4条 社員は、次の入会金、会費を納めなければならない。

正社員	入会金	200,000.-	(ア)
	年会費	180,000.-	(ア)
賛助社員	入会金	100,000.-	
	年会費	120,000.-	(イ)

(内規)

第5条 事務局の業務に関する規定は、会長が別に定める。

(細則の改正)

第6条 理事の3分の2以上の賛同を必要とする。

付則

- 1 この細則は、平成元年9月1日より実施する。
- 2 この細則の改正は、理事会の決議を経なければならない。
- 3 (ア)は、平成8年3月14日改正。
- 4 (イ)は、平成21年5月21日改正。